

## 第4編 特殊な訴訟

### 第1章 障害者支援司法措置の提供、親子関係、婚姻および未成年者に関する訴訟

#### 第1節 総則

##### 第748条 本章の適用範囲。

本章の規定は、次の訴訟に適用される：

1. 障害者支援司法措置の採択について審理する訴訟。
2. 親子関係、父子関係および母子関係を扱う訴訟。
3. 婚姻無効、別居、離婚およびそれらに採用された措置の変更を扱う訴訟。
4. 未成年の子の監護(guarda)と保護(custodia)、または、未成年の子に代わって一方の親が他方の親に対して請求する扶養を排他的に審理する訴訟。
5. 婚姻における教会裁定の民事(法)有効性の承認を扱う訴訟。
6. 国際的な(子供の)移送事件における未成年者の送還に関する措置について審理する訴訟。
7. 未成年者保護に関する行政裁定への異議申立てを目的とする訴訟。
8. 養子縁組における同意の必要性について審理する訴訟。

##### 第749条 検察官の介入。

① 障害者支援司法措置の採用、婚姻無効、未成年者の国際的移送、および、親子関係の決定と否認の訴訟において、検察官は、(検察官が)それら訴訟の提起人(promotor)でなかったとしても、法律に従い、いずれかの当事者の弁護を引き受けるべきでないとしても、常に当事者となる。

検察官は、(訴訟)手続き全体を通して、当該手続きに参加する障害者の意思、望み、好みおよび権利の保護を、および、未成年者の最善の利益を監視する。

② 本章に係わるその他の(訴訟)手続きでは、手続きの利害関係者のある者が未成年者、障害者または失踪状況にある場合、検察官の介入が必須となる。

##### 第750条 当事者の代理および弁護。

① 法律に従って検察官により弁護されなければならない場合を除き、当事者は、弁護士の助力を受け、訴訟代理士により代理されて本章に係わる訴訟行為を行う。

② 夫婦により相互の合意で申立てられた別居または離婚の(訴訟)手続きでは、これらは(同じ弁護士および訴訟代理士による)単一の弁護および代理を利用できる。

前項の規定にかかわらず、夫婦によって提案される合意のなんらかが裁判所によっ

て承認されない場合、裁判所書記官は、当事者が単一の弁護と代理の継続を希望するかどうか、または反対に、独自の弁護と代理でそれぞれ訴訟することを好むかどうか、5日以内に表明するよう当事者に要求する。同様に、当事者が署名し、裁判所が承認した合意にもかかわらず、当事者の一方が当該合意の裁判上の（強制）執行を要求する場合、裁判所書記官は、他方当事者に自己を弁護する弁護士および代理する訴訟代理士を任命するよう要求する。

#### 第 751 条 訴訟目的の処分不能性。

- ① 本章に係わる訴訟では、放棄、認諾および和解は効果がない。
- ② 撤回は、次の場合を除き、検察官の承認が必要である：
  1. 親子関係、父子関係および母子関係に係わる訴訟において、未成年者、代理機能のある支援が指定された司法支援措置を有する障害者、または、手続きに利害関係がある不在者がいないとき。
  2. 未成年者による婚姻無効の訴訟において、未成年で婚姻した配偶者が成年に達した後に（婚姻）無効請求権を行使するとき。
  3. 錯誤、強要または深刻な恐怖による婚姻無効の訴訟。
  4. 別居と離婚の訴訟。
- ③ 前各項の規定にかかわらず、本章に係わる訴訟においてなされる請求であって、適用される民事法に従って当事者が自由に処分できる事項を目的とする請求は、本法第 1 編第 1 章第 4 節の規定に従って、放棄、認諾、和解または撤回の目的となり得る。

#### 第 752 条 証拠。

① 本章に係わる訴訟は、議論の対象となっていて、かつ、（結果として）証明される事実に従って、それら事実が訴訟において別の方法で主張または導入された時点に関係なく、判断される。

検察官およびその他の当事者の請求で行われる証拠調べを害することなく、裁判所は、職権で、適切であるとみなす証拠調べを命じることができる。

② 事実に関する両当事者の合意は、裁判所を拘束しない、また、裁判所は、当該合意のみに基づいて、または、相手方が主張する事実に関する沈黙または回避的な回答に基づいて、訴訟上の争点を判断することもできない。また、裁判所は、本章に係わる訴訟において、当事者の尋問、公署証書および認証された私文書の証明力に関する本法規定に拘束されない。

③ 前各項の規定は、第二審にも同様に適用される。

④ 本章に係わる訴訟でなされる請求で、適用される民事法に従って当事者が自由に処分できる事項を目的とする請求については、前各項に含まれる特殊性は適用されない。

#### 第 753 条 （訴訟）手続き。

- ① 別段の明示的規定がない限り、本章に係わる訴訟は、口頭審理裁判の手続きによって審理される。裁判所書記官は、適切な場合は、訴状を、検察官に、また、法律に従って、被告であるかどうかにかかわらず、訴訟で当事者となるべきその他の者に送付する、その際、第 405 条の規定に従い、20 日以内に訴状に応答するためそれらの者を召喚する。
- ② これらの訴訟における口頭審理裁判の審問の開催において、また、本法第 771 条に係わる出頭（審理）の開催において、証拠調べがなされた後、裁判所は、当事者に、第 433 条の第 2 項、第 3 項および第 4 項の規定を準用して、口頭で自身の意見の陳述を許可する。
- ③ 本章に係わる訴訟は、訴訟の利害関係者の誰かが未成年者、代理機能のある支援が指定された司法支援措置を有する障害者、または、失踪状態にある場合、優先的に処理される。

#### 第 754 条 公開の排除。

本章に係わる訴訟において、裁判所は、命令を通して、職権でまたは当事者の請求により、状況が（次のことをするよう）促がす場合、また、本法第 138 条第 2 項のいずれかの場合に該当しなくとも、訴訟および審問を非公開で開催し、訴訟行為を内密にするよう決めることができる。

#### 第 755 条 公的登録簿への判決のアクセス。

裁判所書記官は、本章に係わる訴訟で下される判決およびその他の裁定が、対応する（登録簿）記入実行のために身分登録所に職権で伝達されるよう取り決める。

当事者の請求により、それらは、それぞれの場合に対応する目的で、所有権登記所、商業登記所、動産登記所またはその他の公的登録所にも通知される。（障害者）支援措置の場合、支援が設定された障害者の請求があった場合にのみ通知が行われる。

### 第 2 節 障害者支援司法措置の採用についての訴訟

#### 第 756 条 適用範囲と管轄。

- ① 適用される民事法に従い、保佐人の選任が適切であり、その趣旨の非訟管轄事件において異議申立がなされる場合、または、事件が裁定できなかった場合、障害者司法支援措置の採用は、本節の規定に従う。
- ② 障害者支援措置の採用に関する訴えについては、事前の非訟管轄事件を審理した裁判所が審理する管轄を有する。ただし、申立てに係わる者が事後に住所を変更する場合を除く。この場合は、住んでいる場所の第一審裁判官が管轄を有する。
- ③ 審問が開催される前に、訴訟に係わる者の常居所に変更があった場合、訴訟行為は、そのままの状態に対応する裁判所に送付される。

#### 第 757 条 当事者適格および訴訟上の介入。

- ① 障害者支援措置の司法的採択についての訴訟は、本人、法律上または事実上別

居していない配偶者、または、（配偶者と）同様な事実上の状況にある者、その卑属、尊属または兄弟によって提起できる。

② 検察庁は、前項の者が存在しないか、または、対応する訴えを提起していない場合、当該障害者が必要な支援を得ることができる他の方法があると結論付けない限り、当該訴訟を提起しなければならない。

③ 訴えと共に、支援提供手続きの開始、対応する支援措置およびある特定の保佐人が要請される場合、当該問題に関して適切と思われるものを（保佐人が）主張できるように、訴状が保佐人に送付される。

④ 法的支援措置の採用訴訟を請求することに当事者適格な者、または、正当な利益を証明する者は、第 13 条に規定される効果を伴って、すでに開始された訴訟に自己の費用で介入できる。

### 第 758 条 身分登録証明書および被告の出頭。

① 訴えが受理されると、裁判所書記官は、身分登録簿から、および、場合に応じて、登録された支援措置に関して適切であると考え他の公的登録簿から証明書を取得する。

② 訴えが（利害関係者に）送付または手渡しによって通知された後、または、利害関係者が人的に通知を受けることができなかつた場合で、公示送達によって通知された後で、訴えへの応答のために規定された期間が経過しても、利害関係者が、自身の弁護および代理を伴って、裁判所に出廷しない場合、裁判所書記官は、その者に裁判所任命弁護人(\*defensor judicial)を、まだ任命されていなかった場合、または、その（障害者の）弁護が検察官に、その者が訴訟の提起人でないとして、対応する場合、任命する手続きに進む。次に、裁判所任命弁護人に、裁判所が適切であると判断した場合、訴えに答えるために 20 日間の期間が新たに与えられる。

裁判所書記官は、第 7 条の 2 の規定に従って、障害者が訴訟の対象、目的および手続きを理解するために必要な手続きを実施する。

（訳者注：defensor judicial とは、裁判官が、未成年者または障害者の利益の代理および弁護のために任命する自然人または法人である。これは後見人または保佐人とは異なる、また、裁判所のコントロールおよび監視下で業務を行う。）

### 第 759 条 第一審および第二審における必要的証拠調べ。

① 第 752 条の規定に従って実施される証拠調べに加えて、本節に係わる（障害者）支援措置の採用に関する訴訟において、裁判所は以下を実施する：

1. 障害者と面接する。

2. 事実上または法律上別居していない配偶者、または、事実上同様な状況にある者、および、障害者の最も近い親族を聴聞する。

3. 訴えの請求に関連して必要または適切な鑑定評価人の意見を、裁判所が鑑定評価人の事前の意見なしでは採用すべき支援措置を決定できない場合、求める。当該必要的意見については、いずれにせよ、社会および健康分野の鑑定評価人に依頼する、また、それぞれの場合に適切となる支援措置が推奨する他の鑑定評価人にも依

頼できる。

② 訴えが障害者本人によって提起された場合、裁判所は、その者の事前の申立てで、かつ、例外的に、その者のプライバシーを保護するために都合がよい場合、必要的聴聞を実施しない。

③ 保佐人の任命が提案されていなかった場合、この問題に関して、障害者本人、事実上または法律上別居していない配偶者、または、事実上同様な状況にある者、および、障害者の最も近い親族および裁判所が適切と考えるその他の者を、前項の規定を適用して、聴聞する。

④ 支援措置について判断する判決が控訴される場合、本条前各項に係わる必要的証拠調べも、第二審で職権で命じられる。

#### 第 760 条 判決。

判決で裁判所が採用する支援措置は、適用される民事法規範でのこの問題に関する規定に適合しなければならない。

#### 第 761 条 裁判上採用された支援措置の見直し。

言い渡された判決に含まれる支援措置は、民事法の規定に従って見直される、この際、この目的のために非訟管轄事件法(Ley de Jurisdicción Voluntaria)に規定される手続きに従わなければならない。

前項に係わる見直しの非訟管轄（訴訟）手続きにおいて異議申立てがある場合、または、当該事件が（その手続きで）裁定できなかつた場合、本節の規定に従って、対応する訴訟が提起されなければならない、この訴訟は、第 757 条第 1 項に係わる者たち、および、障害者の支援を行う者が提起できる。

#### 第 762 条 保全措置。

① 管轄裁判所が、支援措置を必要とする障害状況にある者の存在を知った場合、その者またはその資産を適切に保護するために必要と考える保全措置を職権で採用し、そのことを検察官に、検察官が適切であると判断する場合、非訟管轄（訴訟）手続きを開始するために、通知する。

② 検察官は、また、同じ状況において、裁判所に対し、前項に係わる保全措置を直ちに採用するよう要請することができる。このような措置は、非訟管轄（訴訟）手続きのどの段階でも、職権で、または、当事者の要請により採用することができる。

③ 状況の緊急性がそれを妨げない限り、前各項に係わる保全措置は、障害者の意見を聞いた後で取り決められる。このために、本法第 734 条、第 735 条および第 736 条の規定が準用される。

#### 第 763 条 精神障害による強制収容。

① 自己判断能力のない者の精神障害による収容は、親権や後見に服していても、

収容により影響を受ける者が住んでいる地の裁判所の（裁判上の）承認を要する。

承認は、緊急の理由により収容措置の即時採用が必要とされない限り、当該収容の前に行われる。この（緊急の）場合、収容センターの責任者は、できるだけ早く、いかなる場合でも 24 時間以内に管轄裁判所に、当該措置の（裁判所の）必要的追認がなされるよう、報告しなければならない。この追認は、強制収容が裁判所に知られた時点から最大 72 時間以内に実行されなければならない。

緊急収容の場合、収容措置の追認の管轄は、収容センターが所在する地の裁判所に対応する。この裁判所は、適切な場合、本法第 757 条第 3 項の規定に従って行動しなければならない。

② 未成年者の収容は、未成年者支援サービス（事業所）へ事前報告して、常に年齢に適した精神保健施設で実施される。

③ 裁判所は、（収容）承認する前、または、既に実施された収容を追認する前に、（収容）決定の影響を受ける者、検察官、および、裁判所がその出頭が適切であると考え、または、措置の影響を受ける（収容）者から要請されるその他の者の意見を聴取する。さらに、裁判所は、それ自体で問題の収容者を検査し、（裁判所が）指定する医師の意見を聴かなければならない、ただし、事案に関連すると考えるその他の検査を実施できることを害しない。すべての訴訟行為において、収容措置の影響を受ける者は、本法第 758 条に示される条件で、代理と弁護を得ることができる。

いずれにせよ、強制収容に関して裁判所が下した裁定は控訴の対象となる。

④ 収容を取り決める同じ裁定において、被収容者の世話をする医師に、収容措置を維持する必要性について裁判所に定期的に通知する義務があると知らされる。ただし、裁判所が適切であると判断する場合に要求できる他の報告を害しない。

定期報告書は、収容の動機となった障害の性質を考慮して裁判所がより短い期間を指示しない場合、6 か月ごとに発行される。

前述の報告が受領されると、裁判所は、場合に応じて、必要不可欠と思われる裁判手続きを実行する前に、収容の継続または不継続に関して妥当なものを取り決める。

前数段の規定にかかわらず、収容者を担当する医師は、収容を継続する必要がないと認めるときは、患者を退所させ、直ちに管轄裁判所に通知する。

### 第 3 節 親子関係、父子関係および母子関係に関する訴訟

#### 第 764 条 確定判決による親子関係の法的決定。

① 民法で規定される場合には、親子関係の法的決定を裁判所に要求することができ、法的に決定された親子関係に異議申立てできる。

② 裁判所は、確定判決によって宣言された親子関係に異議申立てしようとするいかなる訴えの受理を拒否する、または、確定判決によって設定された他の親子関係と矛盾する親子関係の決定を拒否する。

訴訟が開始された後、当該確定判決の存在が証明された場合、裁判所はその訴訟を完全に棚上げする。

第 765 条 未成年の子または要支援障害の子に対応する請求権の行使。訴訟の継承。

① 民法の規定に従って未成年の子に対応する親子関係の決定または異議申立ての請求権を、その法定代理人または検察官は区別なく行使できる。

その行使について支援措置を受ける障害者である場合、当該請求権を、その障害者、支援を提供し、明示的にそうする権限が与えられている者、または、それが欠けている場合は、検察官が行使できる。

② 本節に係わるすべての訴訟において、原告の死亡後、その相続人はすでに提起された訴訟を継続できる。

第 766 条 受動的当事者適格。

本節に係わる訴訟において、訴えにおいて親と子の地位が帰属する者は、それらの者が訴訟を提起していない場合で、親子関係の決定が請求されるときは、被告である。また、法的に決定された親子関係により親として、また、子として（訴訟に）現れる者は、その親子関係に異議申立てられるとき、被告となる。それらの者のいずれかが死亡した場合、その相続人が被告となる。

第 767 条 裁判手続きおよび証拠調べに関する特殊性。

① 親子関係の決定または異議申立ての訴えは、それが根拠とする事実の一応確からしい証拠が訴えと共に示されない限り、いかなる場合も、受け入れられない。

② 親子関係の裁判では、生物学的検査を含むあらゆる種類の検査を通して、父子関係と母子関係の調査が認められる。

③ 直接的な証拠がなくとも、明示的または黙示的認知、身分占有、受胎時に母親と同居していたこと、または、同じような親子関係が推測されるその他の事実に起因する親子関係を宣言できる。

④ 生物学的父子関係または母子関係の検査へ服することを不当に拒否することは、父子関係または母子関係に関するその他の徴候があり、その（関係の）証拠が他の手段によって得られていない場合、裁判所に請求された親子関係の宣言を許す。

第 768 条 保全措置。

① 親子関係に異議申立てる訴訟の間、裁判所は、親として現れる者の親権に服する者の人身および資産に対して適切な保護措置を講じる。

② 親子関係が裁判上請求されたら、裁判所は、被告の責任による暫定的扶養を取り決めることができ、場合に応じて、前項に係わる保護措置を採用できる。

③ 前 2 項の措置は、原則として、影響を受ける可能性のある者の意見を聴取した上で取り決める。この目的のために、本法第 734 条、第 735 条および第 736 条の規定が準用される。

ただし、緊急の理由がある場合は、それ以上の手続きなしに措置を取り決めること

ができ、裁判所書記官は、利害関係者を次の10日以内に開催される出頭（審理）に呼び出す、その中で、裁判所は、採用された措置の適正性についてのそれら出頭者の主張を聴取した後、決定を通して、妥当なものを裁定する。

これらの訴訟における保全措置の採用については、それらの請求者に保証を要求できない。

#### 第4節 婚姻および未成年者の訴訟

##### 第769条 管轄。

① 別段の明示的な規定がない限り、夫婦の住所地の第一審裁判所が、本節に係わる訴訟を審理する管轄を有する。異なる裁判区に居住する夫婦の場合、管轄裁判所は、原告の選択により、婚姻の最後の住所地の裁判所または被告の居住地の裁判所になる。

定住所または定居所を有しない者は、原告の選択により、その居場所または最終居所で被告となることができ、また、この方法でも管轄を決定できない場合は、管轄は原告の住所地の裁判所に対応する。

② 第777条に係わる相互の合意による別居または離婚の訴訟においては、最後の共通住所地または申立人のいずれかの住所地の裁判所が管轄する。

③ 未成年の子の監護および保護、または未成年の子の名で一方の親が他方の親に対して主張する扶養のみを扱う訴訟では、両親の最後の共同住所地の第一審裁判所が管轄を有する。両親が異なる裁判区に居住している場合、管轄裁判所は、原告の選択により、被告の居住地の裁判所または未成年者の居住地の裁判所となる。

④ 裁判所は職権でその管轄を審査する。

この条の規定に反する当事者の合意は無効である。

##### 第770条 裁判手続き。

別居および離婚の訴えは、第777条に規定される訴え、婚姻無効の訴えおよび民法第1編第4章に基づいてなされるその他の訴えを除き、口頭審理裁判の手続きにより、本章第1節の規定に従って、さらに、次の規則に従い、審理される：

1. 訴えには、結婚登録証明書、および、場合に応じて、身分登録簿への子供の出生の登録証明書、さらに、配偶者が自分の権利の根拠とする文書を添付しなければならない。財産上の措置が要求される場合、原告は、納税申告書、給与、銀行証明書、所有権証書または登記証明書など、夫婦および、場合に応じて、子供の経済状況を評価できる手持ちの文書を提出しなければならない。

2. 反訴は、訴えへの応答とともに提起される。原告はそれに答えるために10日間使用できる。

反訴は、次の場合にのみ受け入れられる：

- a) 婚姻無効を生じさせ得る事由のなんらかに基づくとき。
- b) 別居または無効（訴訟）の被告配偶者が離婚を求めるとき。



c) 婚姻無効（訴訟）の被告配偶者が別居を求めるとき。

d) 被告配偶者が、訴えで請求されておらず、裁判所が職権で言い渡すべきではない終局的措置 (medidas definitivas) の採用を求めるとき。

（訳者注：medidas definitivas とは、（婚姻）無効、別居または離婚の判決が下される場合、夫婦間の人的および財産的關係、また、その子に対する、および、ペットに関するそれらの者の關係を規定する措置である。）

3. 審問には当事者自身が出廷しなければならない、そのために、正当理由なしに出廷しない場合、財産についての終局的措置に関して出廷当事者がその請求を根拠づけるために主張する事実が認められる可能性があることを警告する。また、それぞれの弁護士と同席も必須となる。

4. 審問で実施できない証拠調べは、裁判所が指定する期間内に実施される。この期間は 30 日を超えてはならない。この期間中、裁判所は、（婚姻）無効、別居または離婚を判決するために民法が各ケースで要求する状況が揃っていることの検証に必要と考える証拠調べを、同じく、未成年の子、または、適用される民法に従って支援を必要とする障害のある成年の子に影響を与える措置について（判決）言渡しするための事実に係わる証拠調べを職権で取り決めることができる。

裁判手続きが争訟的であり、職権で、あるいは、検察官、当事者、司法技術チーム (\*equipo técnico judicial) のメンバーまたは子自身の要請により、必要とみなされる場合、子に、12 歳未満のときでも、意見を聞くことができる、いずれにせよ、子はその年齢に達していた場合、意見を聞かなければならない。また、（子が）自己の法的能力行使に支援が必要な場合で、その支援が両親により提供されているときにも、子の意見を聞かなければならない、また、家族の住居の使用が論争になっていて、子がそれを使用しているときは、障害のある子にも意見を聞かなければならない。

未成年の子または法的能力行使に支援を必要とする障害のある成年の子との聴聞では、裁判所は、それらの利益を保護するために適した状態で、他の者からの干渉を受けず、場合に応じて例外的に鑑定評価人の助けを求めて、（聴聞が）実施されるよう保証する。

（訳者注：equipo técnico judicial とは、司法機関の技術支援組織で、心理学、労働および社会教育の専門家および行政官で構成され、裁判所、検察庁などを支援し、技術的アドバイスを提供している。）

5. 訴訟中いつでも、第 777 条規定の要件が満たされると、当事者は、同条規定の手続きにより訴訟を継続するよう請求できる。

6. 未成年の子の監護および保護を、または、未成年の子の名で請求される扶養のみを扱う訴訟においては、当該訴訟に適切な保全措置を採用するために、（婚姻）無効、別居または離婚の訴訟において、事前、同時または終局的な保全措置の採用のために本法で規定される手続きが続けられる。

7. 当事者は、相互の合意により、本法第 19 条第 4 項の規定に従って、調停に服するため訴訟の中断を請求できる。

8. 障害により支援措置を必要とする状況にある共通の 16 歳以上の子がいる婚姻訴訟において、場合に応じて、障害者支援措置の司法採用の訴訟のためこの法律に規

定される手続きが続けられる。

第 771 条 (婚姻) 無効、別居または離婚の訴え前の暫定措置。申立て、出頭および裁定。

① 婚姻の無効、別居または離婚を請求しようとする配偶者は、その住所地の裁判所に民法第 102 条および第 103 条が規定する効果および措置を請求できる。

この請求をなすために、訴訟代理士や弁護士の介入は必要ない。しかし、すべての書面（作成）およびその後の（訴訟）行為には、前述の介入が必要である。

② 裁判所書記官は、申立てを考慮して、夫婦を、また、未成年の子または両親が担っている支援措置を有する障害のある子がいる場合は、検察官を出頭（審理）に呼び出す、この出頭（審理）は裁判所書記官が指定し、次の 10 日間に開催され、そこで当事者の合意が試みられる。当該出頭（審理）に被告配偶者は、弁護士の支援を受け、訴訟代理士に代理されて、出席しなければならない。

この（裁判所書記官の）裁定は、同日裁判所に、（裁判所が）民法第 102 条に係わる効果を、また、子の保護および家の使用、ペット帰属、同居および必要性、および家財の帰属に関して適切と考えることを、事案の緊急性がそう促がす場合、即座に取り決めることができるように通知される。この（裁判所）裁定に対しては不服申立てできない。

③ 前項に係わる出頭（審理）において、採用すべき措置について配偶者間で合意がなかったとき、または、当該合意が、場合に応じて、検察官の意見を聞いて、その全部または一部が裁判所により承認されなかったとき、出席者の主張が聞かれ、これらの者が提案し、無益ではない、または、無関係ではない証拠調べが、および、裁判所が職権で取り決める証拠調べが実施される。出頭（審理）でなんらかの証拠調べが実施できなかった場合、裁判所書記官は、次の 10 日以内に、行為の一貫として、その実施日を指定する。配偶者の一方の正当な理由のない不出廷は、財産についての暫定的措置に関して出廷配偶者がその請求を根拠づけるために主張した事実が認められることにつながり得る。

④ 出頭（審理）が終了すると、または、場合に応じて、そこでできなかった証拠調べのために指定された行為が終了すると、裁判所は 3 日以内に決定を通して裁定する。この決定に対しては不服申立てできない。

⑤ 本条の規定に従って合意された効果および措置は、その採用から 30 日以内に（婚姻）無効、別居または離婚の訴えが提起される場合にのみ存続する。

第 772 条 訴えが受理されるとき、訴え前の暫定措置の確認または変更。

① 訴えに先立って暫定措置が採用され、訴えが受理されると、裁判所書記官は、当該措置の採用についての訴訟行為を、（婚姻）無効、別居または離婚訴訟の記録へ綴り込む、その目的のために、暫定措置に関する訴訟行為が訴えを審理する裁判所以外の裁判所で行われた場合は、対応する公証謄本が請求される。

② 裁判所は、事前に合意された措置を完結または修正することが適切であると判断した場合にのみ、裁判所書記官が指定する出頭（審理）への当事者の招集を命じ、

そして、前条の規定に従って審理される。

下される決定に対しては、いかなる不服申立てもできない。

### 第 773 条 (婚姻) 無効、別居または離婚の訴えの受理から派生する暫定措置。

① 婚姻の無効、別居または離婚を申立てる配偶者は、採用される暫定措置に関して適切と考えるものを訴えの中で請求できる。ただし、以前に採用されていないことを条件とする。また、両配偶者は、そのような事項について両者が達した合意を裁判所の承認に服させることもできる。この合意は、当事者のそれぞれの請求を拘束せず、また、裁判所が終局的措置に関して採用する決定を拘束しない。

② 訴えが受理されると、裁判所は、前項に係わる請求について裁定する、そして、それ（請求）がない場合は、いずれにしても、民法第 103 条の規定を履行して、適切なものを取り決める。

③ 裁判所が前項に係わる裁定を下す前に、裁判所書記官は、夫婦および、場合に応じて、検察官を出頭（審理）に招集する、これは第 771 条の規定に従って審理される。

下される決定に対しては、不服申立てできない。

④ 被告配偶者は、前数項の規定に従って、暫定措置を、それが以前に採用されていない場合、または、原告によって申立てられていない場合に、申立てできる。（暫定措置）申立ては訴えへの応答で行わなければならない、そして、応答後 10 日以内に主たる審問が指定されるときは、（暫定措置の申立ては）そこで審理され、判決を直ちに下すことができないときは、不服申立て不可の決定を通して裁判所は裁定する。

上記期間内に審問を指定できない場合、裁判所書記官は、本条第 3 項に係わる出頭（審理）を招集する。

⑤ 暫定措置は、判決が終局的に設定する措置に置き換えられた場合、または、裁判手続きが別の方法で終了する場合、無効になる。

### 第 774 条 終局的措置。

① 裁判の審問において、夫婦は、前数条の規定に従って、（婚姻）無効、別居または離婚の結果を調整するために達した合意を、以前に提出していなかった場合、裁判所に提出することができ、その適正性を正当化するのに都合がよいと考える証拠調べを提案できる。

② 合意がない場合、夫婦または検察官が提案する有益かつ適切な証拠調べが、また、採用される措置を決定するために重要な事実について裁判所が職権で取決める証拠調べが実行される。

③ 裁判所は、夫婦により相互の合意で申立てられる措置について、それらがすでに暫定的に採用されていた場合でも、また、後で提案された場合でも、判決で裁定する。

④ 夫婦間の合意がない場合、または、その承認がない場合、裁判所は、判決自体

において、子、家族の住居、婚姻費用の負担、ペットの帰属、共存と必要性、夫婦財産制の解消、それぞれの保全措置または保証に関して、前に採用された（暫定）措置に代わるべき措置を、これらの事項のいずれかについて何の措置が採用されていない場合、適切なものを設定して、決定する。

⑤ 法律に従って判決に対してなされる不服申立ては、判決で取決められた措置の有効性を中断しない。異議申立てが措置についての（判決）言渡しのみに影響する場合、（婚姻）無効、別居または離婚に関する言渡しの確定が、裁判所書記官により宣言される。

#### 第 775 条 終局的措置の修正。

① 検察官は、未成年の子または両親が担っている支援措置を有する傷害のある子がある場合、また、いずれにしても、夫婦は、終局的措置を取決めた裁判所に、夫婦により同意された措置または合意なしで採用された措置の修正を、措置を承認または合意する際に考慮された状況が大幅に変更した場合、請求することができる。

② これらの請求は、第 770 条の規定に従って処理される。ただし、請求が、双方の合意に基づいて、または、一方が他方の同意を得て、調整協定(\*convenio regulador)の提案を添付して、夫婦によって行われた場合、第 777 条の規定が準用される。

当事者は、訴えまたは回答において、以前の訴訟で認められた終局的措置の暫定的な修正を請求できる。この請求は、第 773 条の規定に従って審理される。

（訳者注：convenio regulador とは、別居または離婚する夫婦の人的・財産的観点での法的制度の設定を取り決める夫婦によりなされる法律行為である。

#### 第 776 条 措置についての言渡しの強制執行。

終局的措置に関する言渡しは、本法第 3 編の規定に従って実行され、次の特殊性がある。

1. 配偶者または親が、その者に対応する金額の支払い義務を繰り返し遵守しない場合、裁判所書記官は、その者に第 711 条の規定に従って、強制罰を科すことができる。ただし、期限が来て未払いの金額をその者の資産の上に強制執行することを害しない。

2. 一身専属非金銭的義務の不履行の場合、第 709 条第 3 項規定の金銭的同等物による自動的代替は行われず、裁判所が適切であると判断する場合、毎月の強制罰を、当該規定に定められた一年の期間を超える必要な全期間、維持できる。

3. 面接交流制度に由来する義務の不履行が、監護者である親および監護者でない親によって繰り返される場合、裁判所は監護・面接交流制度を変更できる。

4. 終局的措置または暫定措置に明示的に定められていない特別費用を強制執行の目的にしなければならないときは、その請求額が特別費用とみなされる旨の宣言を事前に執行開始時に請求しなければならない。特別費用の宣言を要求する文書は相手方の閲覧に供され、その後 5 日以内に異議が申立てられた場合、裁判所は、第 440 条以降の規定に従って審理される審問に当事者を招集する。審問は決定を通して裁定される。

第 777 条 相互の合意により、または、配偶者の一方が他方の同意を得て申立てる別居または離婚。

① 夫婦双方の合意により、または、一方が他方の同意を得て提起される別居または離婚の申立ては、本条に定められた手続きに従って処理される。

(訳者注：別居・離婚は双方の合意があっても、裁判所の許可が必要である)

② 裁判手続き提起文書には、結婚登録証明書、および、場合に応じて、身分登録簿への子供の出生の登録証明書、さらに、民法の規定に従う（離婚等についての夫婦の）調整協定の提案書、および、配偶者が自己の権利の根拠とする書類、場合に応じて、家事調停手続きで到達した最終合意を含む、を添付しなければならない。なんらかの重要事実が書類で証明できない場合は、夫婦がそれを証明するために使用したい証拠調べが同じ文書中で提案される。

③ 別居または離婚の申立てが受理されると、裁判所書記官は、夫婦がその申立てを別々に追認するために、次の 3 日以内に夫婦を呼び出す。これを夫婦の 1 人が追認しなかった場合、裁判所書記官は、即座に裁判手続きの棚上げを、第 770 条の規定に従って別居または離婚（訴訟）を提起する夫婦の権利を保持して、取り決める。裁判所書記官のこの裁定に対して、再審理の直接不服申立てを裁判所に提起できる。

④ 申立書が両方の配偶者によって追認されると、提出された書類が不十分な場合、管轄裁判官または裁判所書記官は、申立人にそれを補完するために 10 日間の猶予を与える。この期間中、場合に応じて、夫婦が提案した証拠調べ、および、民法が各ケースで要求する状況が揃っていることを証明するために、また、調整協定の提案を承認する根拠を評価するために裁判所が必要と考えるその他の証拠調べが行われる。

⑤ 未成年の子または両親が担っている支援措置を有する障害のある成年の子がいる場合、裁判所は、子に関する調整協定の条件について検察官に報告を要求し、必要と考える場合は職権でまたは検察官、当事者、司法技術チームのメンバーまたは子自身の請求で、子の意見を聞く。これら行為は、前項に係わる期間中、または、これがない場合は、5 日以内に実行される。

⑥ 前 2 項の規定が履行されると、または、必要でない場合は、夫婦の追認の直後に、裁判所は、別居または離婚を許可または拒否する判決を下し、場合に応じて、調整協定について（判断を）言い渡す。

⑦ 別居または離婚が認容された後、判決が提案された調整協定の全部または一部を承認しない場合、当事者に、裁判所の承認を受けていない点に限定された新しい協定を（当事者が）提案するため 10 日間の期間が与えられる。（新）提案が提出されると、または、提出されずに与えられた期間が経過すると、裁判所は 3 日以内に決定を下し、妥当なものを裁定する。

⑧ 別居または離婚を否認する判決に対して、および、夫婦が提案した協定条項から逸脱する措置を取り決める決定に対して控訴できる。措置について決める決定に対する不服申立ては、これらの措置の効力を中断しないで、また、別居や離婚の判決の確定に影響を与えない。

調整協定の提案を完全に承認する判決または決定に対して、検察官は、未成年の子

の利益のために、または、両親が担っている支援措置を有する障害のある子の意思、好みおよび権利を保護するために、不服申立てできる。

⑨ 調整協定の修正、または、本条に係わる裁判手続きにおいて裁判所が取り決めた（終局的）措置の修正は、新しい調整協定を提案して、双方の合意で夫婦により、または、他方配偶者の同意を得た一方配偶者により申立てられる場合、同条の規定に従って審理される。そして、それ以外の場合は、第 775 条の規定が準用される。

⑩ 両親が担っている支援措置を有する障害のある子もまたは親権解放されていない未成年の子もいないために（裁判）管轄が裁判所書記官にある場合、裁判所書記官の前で夫婦が追認した直後に、裁判所書記官は、調整協定について言い渡すその決定を下す。

提案された調整協定を法律上正当と認める（書記官）決定は、夫婦の別居または離婚を宣言する。

裁判所書記官の判断で、調整協定のなんらかの合意事項が、夫婦の 1 人、または、影響を受ける成年の子または親権解放された未成年の子に有害または深刻な損害を与える可能性があると考えられる場合、協定者に通知し、裁判手続きを終了する。この場合、夫婦は、調整協定提案の承認のために裁判官の前に行くことしかできない。

この（書記官）決定には不服申立てできない。

第 778 条（教会法の）未完行婚(\*matrimonio rato y no consumado)について教会裁判所の裁定または教皇庁の決定の民事的有効性。

① 教会婚の無効について教会裁判所が下した裁定の、または、未完行婚に関する教皇庁の決定の民事上の効力を求める訴えにおいて、（終局的）措置の採用または修正が要求されない場合、裁判所は他の配偶者および検察庁に 10 日の間で聴聞を行い、決定を通して教会の裁定または決定の民事法秩序における効力に関して適切なものを裁定する。

② 訴えで措置の採択または修正が要求される場合、教会裁定または決定の民事上の効力の請求が、措置と共に、第 770 条の規定に従う対応する裁判手続きに従って、審理される。

（訳者注：matrimonio rato とは、洗礼を受けた者の間で、未完行である場合、有効な婚姻である。）

第 778 条の 2 特定の保護センターへの行動上の問題のある未成年者の入所。

① 未成年者の後見または監護を行う公的組織(Entidad Publica) および検察官は、1996 年 1 月 15 日法律 1/1996 未成年者の法的保護、民法および民事訴訟の部分的修正法第 25 条に係わる問題行動を持つ未成年者の特定保護センターへの未成年者の入所について裁判所の許可を請求する当事者適格を有する。その際、それを正当化する心理社会的評価書を、請求に添付する必要がある。

② センターが所在する場所の第一審裁判所は、当該センターへの未成年者の入所を許可する管轄を有する。

③ 緊急の理由により（入所）措置の即時採用が必要とされる場合を除いて、裁判

所の許可は義務的であり、当該入所前でなければならない。緊急の場合、公的組織または検察庁は、当該措置の必要的追認に移行するために、（入所の）次の 24 時間以内に管轄裁判所に通知しなければならない。追認は入所が裁判所に通知されてから最大 72 時間以内に実施されなければならない。入所が許可されない場合は、すぐに入所を無効にする。

本項で規定されるケースでは、措置を追認する、また、裁判手続きを審理継続する管轄は、センターがある地の第一審裁判所にある。

④ 裁判所は、許可を付与するため、または、既になされた入所を追認するために、未成年者を検査し、聴聞しなければならない。その未成年者には、入所について、アクセスできる形式で、また、その年齢および状況に適合して理解し易い言葉で、通知されなければならない。聴聞は、公的組織、親権または後見を有する親または後見人、および、出頭が適切とみなされ、または、要求される者に対してなされる。そして、報告書が検察官によって発行される。裁判所は、少なくとも、裁判所が指定する医師から意見を得る。ただし、その場合、当該事案に重要と考えられる、または（裁判所に）要求されるその他の証拠調べを実施できることを害しない。入所の許可または追認は、より制限の少ない状況の下では未成年者を適切に世話することができない場合にのみ行われる。

⑤ 裁判所が入所の許可または追認に関連して採用する裁定に対しては、影響を受ける未成年者、公的組織、検察官、または、未成年者保護で裁定に異議申立てする当事者適格を有する親または後見人は、控訴を提起できる。控訴は中断効を持たない。

⑥ 入所が取り決められる同じ裁定において、公的組織およびセンター長は、未成年者の状況および（入所）措置を維持する必要性について裁判所および検察官に定期的に通知する義務があることを教示される。ただし、裁判官が必要と判断する場合に要求できるその他の報告を害しない。

定期報告書は、裁判官が入所の動機となった行為の性質を考慮してより短い期間を示す場合を除き、3 か月ごとに発行される。

期間が経過し、公的組織およびセンター長からの報告が受理されると、裁判所は、必要と考える裁判手続きを事前に実行し、また、未成年者および検察官の意見を聞いた後、入所の継続か否かについて妥当なものを取り決める。

入所の定期的な管理は、センター所在地の第一審裁判所に対応する。未成年者が別の（問題行動のある未成年者のための）特定保護センターに移送される場合、新たな裁判所の許可は必要なく、新しいセンター所在地の第一審裁判所に手続きの審理が移る。移送の判断は、利害関係者、未成年者および検察官に通知される、これらの者は、入所を審理している裁判所にその（移送）判断に不服申立てできる。その裁判所は、センターからの報告を得て、利害関係者、未成年者および検察官の聴聞を行った後に裁定する。

⑦ 未成年者は、その特定のニーズに対応するために厳密に必要な期間を超えてセンターに留まることはない。

（入所）停止は、職権により、あるいは、公的組織または検察庁の提案により、管轄裁判所が取決める。この提案は、心理的、社会的および教育的な報告に基づく。

⑧ 未成年者には、採択される裁定が通知される。

### 第 778 条の 3 未成年者保護措置の強制執行のための住居等への立ち入り。

① 公的組織は、その所有者または占有者の（立入りの）同意を必要とする住居およびその他の建物および場所に立ち入る許可を、未成年者保護のためにその組織が採用した措置の強制執行のために必要なとき、その住所地を管轄する第一審裁判所に申立てなければならない。裁判上の裁定により確認された行為の（強制）執行の場合は、その申立ては、それを下した裁判所に宛てられる。

② 申立ては、少なくとも次の事項を記載する書面で始まる：

a) 申立ての原因となった行政処分または措置 (expediente)。

b) （立入りにその所有者または占有者の同意が必要であるところの）立ち入ろうとする具体的住居または場所、および、その所有者または占有者の身元。

c) 当該同意を取得しようとしたが、結果が得られなかった、または、否定的な結果が得られたという証明。これがふさわしくない場合、当該状況が、前述の証明書を提出する必要なくして、申立書に合理的な方法で記載される。

d) 公的組織の裁定を実行するための当該立入りの必要性。

③ 公的組織から（立入り）申立書が提出された場合、裁判所書記官は、同日、住居または建物の所有者または占有者に、次の 24 時間以内に（立入り）許可を与える適正性についてのみその者が自己の権利に都合がよいものを主張するために、申立書を送付する。

しかしながら、申立人である公的組織が、行政処分の執行の遅れが未成年者の安全に危険を及ぼす可能性があるため、または、彼らの基本的権利の実際かつ急迫の影響があるために、合理的方法で立入りを申立てし、立入りを取決める緊急の事由が揃っていることを証明するときは、裁判官は、検察官からの事前の報告を得て、申立書の受領後、いかなる場合でも最大 24 時間以内に下される決定を通して立入りを取り決めることができる。下される決定では、（立入り）処分の要件が揃っていること、および、利害関係者の意見を聞くことなく立入りを取り決めることを促した理由について個別に理由付けされる。

④ 申立書が利害関係者により提出された後、または、提出されずに期間が経過した後、裁判官は、事前に検察官の報告を得て、本条第 3 項に係わる事項の具備、実行を意図した行為をする公的組織の管轄、および、保護措置で求められる目的達成のために申立てられた立入りの合法性、必要性および比例性を評価した後、次の最大 24 時間以内に決定を通して立入りを取り決める、または、拒否する。

⑤ 立入りを許可する決定には、保護措置の執行に厳密に必要な立入りを実現するための物理的および時間的制限が記載される。

⑥ 立入り承認決定の公証謄本が、申立人である公的組織に、立入り実施のために交付される。当該決定は、裁判手続きに参加した当事者に遅滞なく通知される、または、立入り手続き実行前に通知することができない場合、裁判所書記官は、立入り手続き実施時に、その通知に取りかかる。

⑦ （立入り）承認を取り決める、または、拒否する決定に対して、それが利害関



係者の事前の聴聞なしに下された場合でも、中断効のない控訴できる。これは決定の通知に次ぐ3日以内に提出する必要がある、優先的に処理される。

(立入りの) 申立てが拒否された場合でも、申立て時の状況が変化した場合、公的組織はそれを再びなすことができる。

⑧ 住居への立入りは、定められた制限内で裁判所書記官によって行われる。必要な場合は公権力に支援を求めることができ、また、申立人である公的組織が同行する。手続きが完了すると、裁判手続きのファイル綴じが宣言される。

## 第4節の2 国際的子の連去りの場合における未成年者の復帰または送還に関する措置

### 第778条の4 適用範囲。一般的規則。

① 国際協定または欧州連合の規定が適用される場合で、未成年者が不法な移送または留置の対象であったため未成年者の復帰または出身地への送還が求められており、また、スペインにいる場合、本節の規定に従って手続きされる。未成年者が欧州連合の一部でない、または、なんらかの国際協定の相手方ではない国の出身である場合には適用されない。

② これらの訴訟において、家族法の問題を取扱い、その管轄区域内に不法に移送または留置の対象となった未成年者が所在するセウタ県またはメリリャ県の県都の第一審裁判所に、その裁判所がある場合、管轄がある、また、それがない場合は、(事案の) 分配順序により対応する裁判所に管轄がある。裁判所は、その管轄を職権で審査する。

③ 未成年者の監護・保護、あるいは、その滞在、面接交流または通信の制度を担う個人、機関または団体、対応する(国際)協定によって課された義務の履行を担当するスペイン中央当局(Autoridad Central española)、場合に応じて、これに代わって、その当局が指定する者は、裁判手続きを提起できる。

④ 両当事者は、弁護士の支援を受け、訴訟代理士が代理を務める必要がある。国の訟務局(Abogacia del Estado)の介入は、それがスペイン中央当局の請求で裁判手続きするとき、復帰または送還の申立人が自身の弁護士および訴訟代理士と共に訴訟に現れる時から停止する。

⑤ 裁判手続きは緊急かつ優先的性格を有する。裁判手続きは、両審級(それらがある場合)で、未成年者の復帰または送還を求める申立てが提出された日から合計6週間の免れがたい期間内に、それができない例外的状況がある場合を除いて、実行されなければならない。

⑥ いかなる場合も、子の移送に関する刑事請求権の行使を動機とする刑事上の先決事項が存在することを理由として、民事訴訟行為の中断が命じられることはない。

⑦ この種の訴訟において、また、異なる国の裁判機関の間の直接的司法コミュニケーションを促進するために、可能であり、裁判官が必要と考える場合、関与する諸中央当局、存在する国際的司法協力ネットワーク(Redes de Cooperación Judicial Internacional)、ハーグ会議の裁判官国際ネットワーク(Red Internacional de Jueces de la Conferencia de la Haya)のメンバーおよび連絡裁判官の支援を求めることができる。

⑧ 裁判官は、訴訟全体を通して、職権で、あるいは、訴訟提起者または検察官の請求により、民法第 158 条の規定の他に、第 773 条に従って適切と考える適時な保全措置および未成年者の保護措置を取り決めることができる。

同様に、訴訟の処理中、未成年者の利益にとって都合が良い場合、未成年者と原告との滞在または面接交流、および、コミュニケーションの権利が、監視される方法であっても保証されるよう取り決めることができる。

#### 第 778 条の 5 裁判手続き。

① 裁判手続きは、未成年者の復帰または出身地への送還を請求する訴えによって開始され、訴えには、適用される国際規則が要求するすべての情報、および、いずれの場合にも、原告、未成年者および未成年者を連れ去った、または、留置したと考えられる者の身元、および、その復帰または送還を請求する根拠となる理由に関連する情報が含まれる。また、未成年者の居場所および一緒にいると推察される者の身元に関して入手できるすべての情報を提供する必要がある。

訴状には、場合に応じて、対応する国際協定または規則が要求する書類、および、申立人がその請求の根拠とするその他の書類を添付しなければならない。

② 裁判所書記官は、次の 24 時間以内に訴えの受理について裁定する、そして、それが受理できないと判断する場合、裁判官に、裁判官が当該時間内に妥当なものを裁定するために、通知する。

訴えが受理されるのと同じ裁定において、裁判所書記官は、未成年者の不法な移送または留置で告発された者に対し、続く 3 日を超えない日で決められる日に、未成年者と共に出頭し、その復帰または送還に同意するか、反対するかを、対応する国際協定または適用される国際規則で規定される事由のなんらかを主張して、陳述するよう要求する。

その要求は、法的警告と共に、また、対応する国際協定または適用される国際規則のテキストを被要求者へ渡して実行される。

③ 未成年者が訴状記載の場所で発見されなかった場合で、裁判所書記官によるその住所または居所についての調査後、これらの調査が不成功である場合、その裁判手続きは、発見されるまで、暫定的に棚上げされる。

未成年者が別の県で発見された場合、裁判所書記官は、検察官と出頭した当事者を 1 日の期間で聴取した後、裁判官に、妥当なものを次の日決定を通して裁定するために、通知する。場合に応じて、土地管轄があると考えられる裁判所に訴訟行為を移管し、また、その裁判所に、次の 3 日以内に出頭するよう当事者を呼び出す。

④ その日が来て、被要求者が現れ、未成年者の復帰または出身地への送還に同意した場合、裁判所書記官は調書を作成し、裁判官は、同日、訴訟の終結および未成年者の復帰または送還を取り決めて、決定を下す、その際、旅費を含む費用および訴訟費用について言渡す。被告は、裁判手続きが終了する前であればいつでも出廷し、未成年者の引き渡しまたは出身地への送還に同意することができる、その際は、本項の規定が準用される。

⑤ 被告が出頭しない場合、または、出頭した場合でも適切な形でなさない場合、または、異議申立てしない、また、未成年者の引き渡しまたは送還に移行しない場

合、裁判所書記官は、同日にその不出廷を宣言し、続く5日を超えない期間内に行われる裁判官の前での審問に原告と検察官のみを呼び出して、その者なしで訴訟の継続を決める。その審問は、本条第6項の規定に従って開催される。しかしながら、この裁定は被告に通知される必要があり、その後は、訴訟を終了させる裁定の通知を除いて、他の通知は行なわれない。

裁判官は、第773条に従って、未成年者に関して適切と思われる保全措置を、前に採用されていなかった場合、命じることができる。

⑥ 被告が、対応する国際協定または適用される国際規則に規定された理由に基づいて、未成年者の復帰または送還に最初の出頭で異議を申立てた場合（これは書面で行われなければならない）、裁判所書記官は、同日、異議申立書をすべての利害関係者と検察官に送付して、それらの者を次の5日間の延長不可能な期間内に開催される審問に呼び出す。

⑦ 原告の不出頭を理由として審問は中断されない。出頭しなかった者が異議申立てた被告であった場合、裁判官は被告が異議申立てを撤回したと見なし、審問は続行される。

審問の開催中、適切と思われることを述べるために出頭当事者の意見が聞かれる、具体的には、復帰または送還を要求した者、検察官および、この手続きに初めて出頭したとしても、被告に意見を聞く。

場合に応じて、当事者または検察官が提案する有益かつ適切な証拠調べ、および、移送または留置が違法か否かに関する、および、採用されるべき保全措置に関する判断に重要となる事実について裁判官が職権で取り決める証拠調べが6日間の延長不可期間内に行なわれる。裁判官は、また、職権で、あるいは当事者または検察官の請求で、適切であると考えられる報告を収集することができる、その（収集）実行は緊急であり、いかなる他の訴訟より優先する。

⑧ 未成年者の復帰または出身地への送還の可否に関する決定を下す前に、裁判官は、訴訟のいかなる時点で、検察官の立会いの下で、未成年者を分離して聴取する。ただし、その年齢または成熟度に基づいて、その聴聞が適切でないと考えられる場合を除く。このことは、理由付きの裁定の中で記録される。

未成年者の調査においては、他の者から干渉されることなく、また、場合に応じて鑑定評価人の助けを例外的に求めて、未成年者の利益を保護するために適した条件での聴取が保証される。この行為は、ビデオ会議または別の同様のシステムを介して実行できる。

⑨ 審問が開催され、また、場合に応じて、適切な証拠調べが行われると、裁判官は、その終了から3日以内に判決を下す、そこで、（子の）移送または留置が違法であるか否かのみについて言い渡し、また、未成年者を、その後見および監護が割り当てられた者、機関または組織に復帰させることが、または、申立人が未成年者と滞在する、通信するまたは関係を持つという制度を行使できるようにするための出身地への送還が適切かどうか、ケースによって、対応する（国際）協定または問題に関する欧州連合の規定を考慮して、取り決める。未成年者の復帰または送還を取り決める裁定は、その執行の形式と期間を詳細に規定する、その際、判決の通知後に未成年者の新たな違法な移送または留置を回避するために必要な措置を講じることができる。

⑩ 未成年者の復帰または送還が取り決められた場合、裁定の中で、未成年者を移送または留置した者が、申立人が負担した費用、旅費、未成年者の復帰または連れ去り前にその常居所があった国への未成年者の送還によって生じる費用を含む、訴訟費用を支払うことが定められる。

他のすべての場合、訴訟の費用は職権で宣言される。

⑪ 下される裁定に対しては、中断効のある控訴ができる、これは優先的に処理され、20日間の延長不可能な期間内に裁定されなければならない。

控訴の手続きでは、次の特殊性に従う：

a) (控訴の不服申立ては) 裁定通知の翌日から3日以内に提出される、そして、裁判所はその提出から24時間以内にその受理するか否か決めなければならない。

b) 不服申立てが受理されると、他の当事者に、不服申立てに対して異議申立書を提出するため、場合に応じて、否認書を提出するために3日間与えられる。この場合、同様に、主たる控訴人に、彼が都合がよいと考えるものを表明するために3日間の期間が与えられる。

c) その後、裁判所書記官は、控訴を裁定する管轄裁判所に同日記録を送付するよう命じる。その裁判所に、当事者は24時間以内に出廷しなければならない。

d) 記録が受領されると、(控訴) 裁判所は24時間以内にその受理について妥当なものを取り決める。証拠調べを行わなければならない場合、または、審問開催が取り決められる場合、裁判所書記官は、次の3日以内に期日を指定する。

e) (控訴の) 裁定は、審問の終了後3日以内に下されなければならない、または、審問がなかった場合は、控訴を管轄する裁判所が記録を受領した日の翌日から数えて3日以内に下されなければならない。

⑫ 訴訟中のいつでも、両当事者は、調停に服するために、第19条第4項の規定に従ってその中断を請求できる。裁判官は、また、職権でまたはいずれかの当事者の請求により、諸状況を考慮して、訴訟の不当な遅延をもたらさないで合意に達することが可能であると判断する場合、いつでも、調停での解決を提案できる。このような場合、裁判所書記官は、調停に必要な期間、(訴訟の) 中断を取り決める。未成年者の保護機能を有する公的組織は、当事者または検察官が申立てる場合、調停人として介入できる。

調停手続きの期間は可能な限り短くし、その行為は最小限の開催数に集中する。いかなる場合でも、調停のための訴訟中断は、本節で法的に定められた期間を超えることはできない。

裁判手続きは、いずれかの当事者から要求がある場合、または、調停で合意に達する場合で、その合意が現行の規則と子供のより良い利益を考慮して裁判官によって承認されなければならない場合、再開される。

⑬ 未成年者の復帰または出身国への送還が取り決められる判決の執行において、中央当局(Autoridad Central)は裁判所に必要な支援を提供し、それが危険なく執行されることを、必要な行政処分をケースに応じて採用して、保証する。

未成年者の復帰または送還を命じられた親が、異議申立てする、その履行を妨げる、または困難にする場合、裁判官は、判決の執行に必要な措置を直ちに採用しなければ

ばならない、その際、社会奉仕組織および治安諸機関の支援を得ることができる。

#### 第 778 条の 6 *国際的な移送または留置の違法性の宣言。*

スペインに常居所を有する未成年者が、対応する国際協定または適用される国際規則の規定に従うと、国際的な移送または留置の対象である場合、その国際的な復帰を要求するために開始される訴訟に関係なく、利害関係者は、管轄の司法当局に移送または留置が違法であったと正確に定める裁定を得るために、事案を審理するよう申立てできる。このためにスペインでの終局的または暫定的な措置、さらには第 158 条の措置の採用のために第 4 編第 1 章に規定される訴訟手段を使用することができる。

未成年者の国際的連れ去りの民事上の側面に関する 1980 年 10 月 25 日ハーグ条約第 15 条の（子の移送または留置が、同条約の第 3 条に規定された意味で、違法であることを証明する）裁定書または証明書を発行するスペインの管轄当局は、これが可能である場合、未成年者に影響を与える親の責任についてなんらかの訴訟をスペインで審理する最後の裁判所となる。これがない場合は、スペインでの未成年者の最後の住所地の第一審裁判所が管轄となる。スペイン中央当局は、申立人がそのような裁定書または証明書を取得するのを支援するために可能な限りのことをする。

第 5 節 未成年者保護に関する行政裁定への異議申立て、養子縁組における同意の必要性を決める裁判手続き、および、身分登録の分野における登記・登録および公証人総局 (Dirección General de los Registros y del Notariado) の特定の裁定および行為に対する異議申立て。

#### 第 779 条 *裁判手続きの優先性。管轄。*

未成年者の保護に関する行政裁定への異議申立てを審理する裁判手続きは、優先性を有し、開始日から 3 ヶ月以内に実施されなければならない。手続きの併合は、その最大期間を停止しない。

公的組織の住所地の第一審裁判所は、それら手続きを審理する管轄を有し、それがない場合、または民法第 179 条および第 180 条の場合には、養親の住所地の裁判所となる。

#### 第 780 条 *未成年者の保護に関する行政裁定への異議申立て。*

① 未成年者の保護に関する行政裁定に対する民事裁判所への異議申立てには、行政ルートでの事前不服申立ては必要ない。それらに対する異議申立ては、その（行政裁定の）通知から 2 か月以内に行うことができる。

（行政）裁定によって影響を受ける未成年者、両親、後見人、里親、監護者、検察官および法律が当事者適格性を明示的に認めている者は、その裁定に正当かつ直接の利害関係を持っている場合、未成年者の保護に関する行政裁定に対して異議申立てする当事者適格である。原告でなくとも、訴訟を後戻ししないと、いつでも裁判手続きに出頭できる。

未成年者は、未成年者の法的保護に関する基本法 (Ley Orgánica de Protección

Jurídica del Menor)の規定に従って、当事者となり、その訴訟で意見を聞かれる権利を有する。未成年者は、自己と利害が対立しない限り、その法定代理人を通して、あるいは、未成年者を代理するためにその弁護人(defensor)として指定される者、または、未成年者自身が指定する者を通して、自己に影響を与える行政裁定に関連して自己の主張を展開する。

② 未成年者の保護に関する行政裁定への異議申立て訴訟は、原告がその主張と異議申立てする裁定を簡潔に表示する開始文書(escrito inicial)の提出で始まる。

この文書には、行政裁定の通知の日付が明記され、その未成年者に関連する裁判手続きが存在するかどうかが述べられる。

③ 裁判所書記官は、行政機関に対して一件調書の完全な公証謄本を要求する。これは10日以内に提出する必要がある。

行政機関は、未成年者の一件調書に発生した更新事項を裁判所に審問の前に提供するように要求され得る。

④ 行政調書の公証謄本が受領されると、裁判所書記官は、最長5日以内に原告を、10日の間に訴えを提出するために、召喚する、この訴えは第753条の規定に従って処理される。

裁判所は、裁判終了後10日以内に判決を下す。

⑤ 削除。

⑥ 検察官、当事者または管轄の裁判官が、ある同一の未成年者の保護に関する行政裁定に対する複数の異議申立裁判手続きの存在を知った場合、前2者は、最も古い手続きを審理していた裁判所での(手続きの)併合を要求し、後者は、職権を含めて、そう処置する。

併合が取り決められると、(期日)指定により決定された期間内に併合された手続きの残りを処理することが可能である場合、すでに(期日)指定されていた審問は中断されないという特殊性をもって、第84条規定に従って進行する。反対の場合、裁判所書記官は、審問が既に設定された裁判手続きの中断を、他の手続きが同じ状態になるまで、取り決める。その際、すべての裁判手続きに対し新しい(期日)指定を、優先的に、いずれにしても、次の10日の間に、なすよう進める。

併合を否定する決定に対しては、中断効のない(決定)変更の不服申立ておよび控訴ができる。併合を取り決める決定に対しては、不服申立てできない。

#### 第781条 養子縁組における(親の)同意の必要性を決める裁判手続き。

① 養子縁組へのその同意の必要性を認めるよう求める親は、対応する養子縁組を審理している裁判所に出廷し、その旨を述べることができる。裁判所書記官は、その審理の中断とともに、(関連する)訴えの提出のために15日間の期間を付与する、(同意の)審理は同じ裁判所が管轄する。

② 所定の期間内に訴えが提起されない場合、裁判所書記官は、その手続きを終了させ、養子縁組審理の中断を解除する(書記官)決定を下す。養子縁組は、非訟管轄事件法の規定に従って手続きが続けられる。この(書記官)決定は、裁判所に再審理の直接不服申立てできる。当該裁定が確定したら、問題の養子縁組の(親の)

同意の必要性に関する同じ主体からのその後の請求は受け入れられない。

③ 訴えが期間内に提出されると、裁判所書記官は、養子縁組の審理が争訟的であると宣言する(書記官)決定を下し、第 753 条の規定に従って、別件(\*pieza separada)として、同じ裁判手続きで提起された訴えを扱うことを取り決める。

養子となる者の両親の同意の必要性について別件で下される裁定が確定すると、裁判所書記官は、養子縁組へ同意をあたえなければならず、また、意見を聞かれなければならなくて、まだ同意していない民法第 177 条に規定される者を裁判官の前に呼出しすることを取り決める。引き続き、養子縁組について裁定しなければならない。

呼出しは、このような場合に非訟管轄事件法で定められた規則に従って行われる。

裁判手続きを終了させる決定は、中断効がある控訴の対象となる。

養子縁組が取り決められる確定裁定の公証謄本は、その登録を行うために身分登録所に送られる。

(訳者注: pieza separada とは、主たる事案から派生し、これと別個にまた同時に扱われる訴訟手続きである。)

第 781 条の 2 身分登録の分野における登記・登録および公証人総局の裁定および行為に対する異議申立て。

① 居住による国籍(取得)の問題で下されるものを除いて、身分登録の分野における登記・登録および公証人総局の裁定および行為に対する異議申立ては、その通知から 2 か月以内に行うことができる。事前の行政不服申立てをなす必要はない。

② 裁定に異議申立てしようとする者は、自己の主張と異議申立てする裁定を簡潔に表明する開始文書を提出する。

③ 裁判所書記官は、登記・登録および公証人総局に一件書類の完全な公証謄本を要求する。これは 20 日以内に提出する必要がある。

④ 行政書類の公証謄本が受領されると、裁判所書記官は、第 753 条の規定に従って取扱われる訴えを提出するために 20 日の間で、原告を召喚する。